平成19年度における求人開拓事業(北海道旭川地域、高知中央地域及び 長崎県北地域)の実施について

厚生労働省職業安定局

厚生労働省では、雇用失業情勢の厳しい地域で求人の量的確保を図るための求人開拓事業を、平成19年度において、全国39の地域で実施することとしています。このうち5地域について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)に基づく民間競争入札を実施したところですが、北海道旭川地域、高知中央地域及び長崎県北地域においては、再度公告入札に付してもなお、落札者の決定に至らなかったため、当該地域においては、国自らが求人開拓事業を実施することとしました。

## (入札の経緯及び国自らが事業を実施することとした理由)

高知中央地域及び長崎県北地域における求人開拓事業については、官民競争入札等監理委員会の議を経て、厚生労働大臣が定めた求人開拓事業民間競争入札実施要項(以下「実施要項」という。)に基づき、昨年12月15日に入札公告を行い、本年1月25日まで入札参加者の募集を行ったが、応札する事業者がなかったところである。このため、本年2月8日に再度公告入札を行うとともに、あわせて民間事業者に対する周知にも努めたところであるが、再度公告入札に係る入札期限である本年3月5日になっても応札する民間事業者がなかったものである。

北海道旭川地域における求人開拓事業については、官民競争入札等監理委員会の議を経て、厚生労働大臣が定めた実施要項に基づき、昨年12月15日に入札公告を行い、本年2月28日に開札を行ったところ、予定価格の制限に達した価格の入札がなく、直ちに再度入札を行ったが、なお予定価格の制限に達しなかったところである。このため、本年3月5日に再度公告入札に付し、3月19日に開札を行ったが、再度入札を含め、なお予定価格の制限に達した入札がなかったものである。

求人開拓事業については、雇用失業情勢が厳しい地域において、求人の量的確保を図るために実施するものであり、当該地域における雇用機会の確保を図るという趣旨に鑑み、当該公共サービスの実施に空白期間を生じさせることはできないとの判断のもとで、再度の公告によっても落札者となるべき者が決定しない場合として実施要項に定めているとおり、国が自ら当該求人開拓事業を実施することとしたものである。

## (対応方針等)

北海道旭川地域、高知中央地域及び長崎県北地域については、他の国実施地域と同様に求人開拓推進員を配置した上で、国が自ら当該求人開拓事業を実施する。新たに募集し、採用・配置する求人開拓推進員の数は、それぞれ7人ずつとする(実施要項別紙2の注記事項4参照)。なお、当該3地域に係る予算の財源については、国が実施する前提で措置されていないが、今後、予算の範囲内で、所要の財源を捻出していくこととしている。